

平成17年度（第25回）北海道ジュニアゴルフ選手権競技（15歳～17歳の部）  
兼（第60回）国民体育大会（少年男子）予選会

スタート時刻及び組み合わせ表

[第1ラウンド 2005年6月7日(火)]

アルペンゴルフクラブ(東・中)

主催:北海道ゴルフ連盟

アウTNO.1(東)

組	時刻	氏名	所属	ｽｺｱ	氏名	所属	ｽｺｱ	氏名	所属	ｽｺｱ
1	8:00	高橋辰徳	美唄工業		*大瀧章裕	北海学園札幌				
2	8:08	福岡俊	北海道尚志学園		森山寛也	札幌光星		*柴田嘉仁	北海学園札幌	
3	8:16	*上田康順	札幌光星		前田拓実	北海道尚志学園		*大川翔太	千歳	
4	8:24	黒田浩嵩	北海学園札幌		*工藤智弘	札幌光星		白坂優人	北海道尚志学園	
5	8:32	*工藤建作	札幌光星		佐藤裕太	江陵		*小松谷真路	北海学園札幌	
6	8:40	佐藤零士	東海大四		廣内完州	北海道尚志学園		*山上拓馬	札幌光星	
7	8:48	*三好和幸	北海学園札幌		丹野翔太	白樺学園		植田雄	美唄工業	
8	8:56	*鎧城俊介	札幌光星		*関貴之	北海学園札幌		*坂本哲也	江陵	
9	9:04	工藤寛彰	札幌稲雲		*竹口幸希元	札幌光星		*河合剛	北海学園札幌	
10	9:12	*工藤重維	北海学園札幌		*齊藤千明	札幌光星		*鳴海翼	北海道尚志学園	
11	9:20	*澤口竜	千歳		*柴田将志	江陵		*石崎昂	北海学園札幌	

1. 欠場者のあるときは本スタート時刻及び組み合わせ表を変更する場合がある。
2. 欠場の場合 競技前日までは北海道ゴルフ連盟事務局(011-221-4564)、  
競技当日は開催コース内の大会競技委員まで連絡のこと。  
(アルペンゴルフクラブ 01266-5-2888)
3. 指定練習日 5月30日(月)～6月3日(金) 6日(月)  
1日に限り開催倶楽部の会員並の扱いで練習ができる。  
(練習ラウンドに際しては予めスタートの予約の上、その指示に従って練習すること。)

競技委員長 二川 毅

平成 17 年度 (第 25 回) 北海道ジュニアゴルフ選手権競技 (15 歳 ~ 17 歳の部)  
兼

平成 17 年度 (第 60 回) 国民体育大会ゴルフ競技少年の部北海道予選会

開 催 日 : 平成 17 年 6 月 7 日 8 日

開 催 コ ー ス : アルペンゴルフクラブ (東・中コース)

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 (c)1a』を適用する。 (ゴルフ規則書 161p 参照)

3. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

4. ホールとホールの間での練習禁止

競技者は、プレーを終えたばかりのホールの、

(a) グリーン上やその近くで練習ストロークをしたり、(b) グリーン上で球を転がしたり、してはならない。

これらに違反した場合、競技者は次のホールで 2 罰打を受ける。

ただし、ラウンドの最終ホールでのときは、競技者はそのホールで罰を受ける。 (ゴルフ規則書 58p、165p 参照)

5. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断 (落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8 b、c、d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間に行ったときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格。 (ゴルフ規則書 6-8b 注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

6. 移 動

正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付 (c) 9 移動』を適用する。 (ゴルフ規則書 166 ページ参照)

7. キャディー

正規のラウンド中、競技者のキャディー使用は禁止する。

この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 (c)3』を適用する。 (ゴルフ規則書 163 ページ参照)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。

3. ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。

線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

なお、4 ホールのグリーン奥のウォーターハザードに球が入った場合に限り競技者は 1 罰打を付加し、指定ドロップ区域に球をドロップすることができる。

4. 排水溝は動かさない障害物とする。

5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。

6. コース内の土留め用の木材は、すべてコースと不可分の部分とする。

7. グリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則 (B) 5』を適用する。 (ゴルフ規則書 153 ページ参照)

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティインググラウンド付近に掲示して告示する。

2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

3. 競技者は指定のスタート時刻の 10 分前までに所定のティインググラウンド付近に待機し、競技委員より競技用スコアカードの交付を受けること。委員は競技用スコアカードを競技者立ち会いのもとにマ・カ・を指定し、マーカーに交付する。

4. プレーの進行に留意し、先行組みとの間隔を空けないよう注意すること。

プレーの不当な遅延についてはゴルフ規則 6-7 を適用する。 (ゴルフ規則書 52 ページ参照)

5. 当コースには打ち放し練習場がありませんので予めご了承ください。